

○鎌倉市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等敷地内に営巣し、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除する費用の一部を予算の範囲内で補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スズメバチ ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。
- (2) 駆除 第3条に規定する補助金の交付対象となる巣を取り除くことをいう。ただし、営巣場所の状況等により取り除くことが困難な場合には、殺虫剤の散布等により巣を利用できないようにする対応を含む。
- (3) 駆除事業者 スズメバチの巣の駆除を業とする者をいう。
- (4) 土地所有者等 補助金の交付対象となる巣が所在する土地、建物、工作物等の所有者、使用者又は管理者である個人をいう。

(補助金の交付対象となる巣)

第3条 補助金の交付の対象となる巣は、次のとおりとする。

- (1) 市内にあるスズメバチの巣で、現にスズメバチが活動し、居住の用に供する建物若しくは敷地内又は通学路などの周囲で人が日常的に通行する際に支障があるもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条による補助金の交付対象となる巣を駆除事業者により駆除を行った土地所有者等。
- (2) 鎌倉市の市税を滞納していない者。

(補助金の交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、駆除事業者が行った駆除に要した経費とする。ただし、駆除を行うために建物等の一部を解体する必要性が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用並びに樹木を伐採する必要性が生じた場合の費用は除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、駆除1件当たり、前条の駆除に要した費用(消費税及び地方消費税を除く。)の3分の1の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、1

万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鎌倉市スズメバチの巣駆除費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、申請書は、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して60日を経過する日又は申請をしようとする日の属する年度の2月10日のいずれか早い日（その日が閉庁日に当たる場合はその前開庁日）までに提出しなければならない。

- (1) 駆除に要した費用の領収書の写し（領収書に建物の一部解体などの費用を含む場合は、巣の駆除に係る費用が明確になる内訳を記載する。）
- (2) 営巣場所の位置が確認できる土地、建物、工作物等の全景の写真。ただし、写真で営巣場所の位置が確認できない場合には、申請書に営巣場所の位置図を記載するものとする。
- (3) 巣の周囲の状況及びスズメバチの巣であることが分かる駆除前の写真。ただし、前号に掲げる写真で巣の状況及びスズメバチの巣であることが分かる場合には、省略することができる。
- (4) 第2号又は前号と同じ構図で撮影した駆除後の写真。ただし、営巣場所が通気口内など前号に掲げる写真と同一となる場合には、省略することができる。
- (5) 第3号に掲げる写真にて駆除前のスズメバチの巣を確認できない場合又は無害化の対応を行った場合には、駆除後のスズメバチの巣又は死骸の写真。ただし、市長が当該写真を撮影することが困難であると認めるときは、省略することができる。
- (6) その他市長が必要と認める書類。

(指定事業者による申請書類の提出)

第8条 前条の規定にかかわらず、申請者は、市が指定した駆除事業者（以下「指定事業者」という。）に依頼して駆除を行った場合において、指定事業者を通じて前条に規定する申請書類を提出することができる。

- 2 前項の規定により申請書類を提出する場合にあっては、指定事業者は、申請書類を1か月分まとめるとともに、申請者名、営巣場所及び領収書発行日を記載した申請者一覧を添えて、翌月の20日又は申請をしようとする日の属する年度の2月10日のいずれか早い日（その日が閉庁日に当たる場合はその前開庁日）までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第7条及び第8条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査するとともに補助金の交付の適否を決定し、鎌倉市スズメバチの巣駆除費補助金交付（不交付）決定通

知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者は、交付決定に係る土地又は建物等に、再度、営巢されないように、適正な管理に努めるものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、第9条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（暴力団の排除）

第12条 鎌倉市暴力団員排除条例（平成23年10月条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- （1） 条例第2条第4号に規定する暴力団員等
- （2） 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

2 市長は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、本人の同意を得るものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） 偽りその他の不正の行為により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- （2） 前条第1項各号のいずれかに該当するとき。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月23日告示第23号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。